

飲食店営業における営業施設の基準及び食品の取扱い

第 1 営業施設の基準

- 1 食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）による基準を満たした上で、以下2から6の基準を満たすものとする。
- 2 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備の水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- 3 食品等を洗浄するための洗浄設備及び手指の洗浄消毒のための流水式手洗い設備には、排水口を備えた水槽（シンク等）で、施設内の汚染防止ができる構造の受水設備を備えること。
- 4 簡易な営業において、調理の一連の手順において食品の洗浄が不要であって、食品衛生上支障がない場合は、食品等を洗浄するための洗浄設備と、手指の洗浄消毒のための流水式手洗い設備を兼用することができる。
- 5 冷蔵又は冷凍設備は、原材料等の保管に十分な大きさであって、営業時間を通じて10℃以下（冷凍保管が必要な原材料等においては-15℃以下）の温度で保冷可能な機能及び温度計を備えること。
- 6 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。なお、廃棄物を入れる容器にあっては、蓋又は同等の機能を備えること。

第 2 営業の種類

1 営業の種類の判定

(1) 営業の種類に応じた営業内容及び給水・廃水タンクの容量

省令別表第20一に規定する営業の種類に応じた営業内容及び給水・廃水タンクの容量については、次の表のとおりとする。なお、品目の数え方は2、工程の数え方は3のとおりとする。

営業の種類	営業内容（いずれかに該当）	給水・廃水タンクの容量
-------	---------------	-------------

比較的大量の水を要する営業	① 3 工程以上からなる調理を行う ② 通常の食器を使用する ③ リスクリスト 200L (4(1)) に該当	約 200L
比較的大量の水を要しない営業	① 2 工程からなる調理を行う ② 複数品目を取り扱う ③ リスクリスト 80L (4(2)) に該当	約 80L
簡易な営業	単一の工程からなる調理であって、かつ、単一品目のみ取り扱う	約 40L

(2) 給水・廃水タンクの容量の判定

次の表に掲げる要件を上段から順にあてはめることにより判定するものとする。

	要件	該当する場合	該当しない場合
①	調理の工程が 3 工程以上	約 200 L	② を判定
②	リスクリスト 200L (4(1)) に該当	約 200 L	③ を判定
③	調理の工程が 1 工程かつ単一品目のみ取り扱う	④ を判定	約 80 L
④	リスクリスト 80L (4(2)) に該当	約 80L	約 40L

2 品目の数え方

(1) 品目の数え方

1 日の営業において、車内で行う調理の工程及び調理器具が概ね共通している最終提供品群を 1 品目とする。ただし、同じ最終提供品群であっても、調理の工程や調理器具が異なる場合は別品目と数える。

また、(2)に掲げるものについては 1 品目未満（他品目と合わせて 1 品目）として扱うが、1 日の営業において 1 品目未満として扱うことができるのは、(2)に掲げるもの以外の品目と合わせて提供する場合は 2 つまで、(2)に掲げるものののみ提供する場合は 3 つまでとする。

(2) 1 品目未満リスト

① 市販飲料品（乳類を含む）又は酒類を小分け・調製・混合した飲料品

粉末清涼飲料を溶解したもの又は飲料を混合若しくは希釀したもの を含む（清涼飲料水全自動調理機を使用する場合を含む。）。なお、氷を添加する場合は、冰雪製造業で製造された氷に限る。

② かき氷

冰雪製造業で製造された氷を削り、市販の氷みつをかけて提供するものに限る。

③ 小分けしたアイスクリーム類及び氷菓

市販品のアイスクリーム類及び氷菓を小分けして提供するものに限る。

④ 専用器具により個包装された市販のアイスクリーム類を容器に押し出すもの（ディスペンサーアイスクリーム）

⑤ 加熱殺菌機能付きフリーザー及び殺菌済み原料を使用して調理するソフトクリーム

⑥ 盛り付けのみで提供する市販の常温保存食品

常温で保存する食品であって、食品表示において賞味期限が明記されているものに限る。

3 工程の数え方

(1) 工程の数え方

調理の工程とは、車内で行われる調理の一連の手順（その場で客に飲食させるか、又は、短期間のうちに消費されることを前提として、一応摂食しうる状態に近くなった食品を変形したり他の食品を附加したり、又は調味を加えたりなどして飲食に最も適するように食品を加工成形する一連の手順をいう。以下同じ。）のうち、食品衛生上の危害の発生を防止するに当たり主要なものをいう。

給水・廃水タンクの容量の判定（1(2))においては、1日の営業における提供品目ごとの調理の工程を数え、最も工程数の多い提供品目の工程数により判定を行う。

なお、食材を炒めた後に煮る等、同一の調理器具を使用する加熱調理の

工程が連続する場合は、一連の加熱調理の工程について工程数にかかわらず1工程とみなす。

また、調理の一連の手順のうち、(2)に掲げるものは、調理の工程に該当しない。

(2) 工程非該当リスト

① 盛り付ける

調理の一連の手順のうち、最終の手順として、提供用の容器等に最終提供品をのせる、盛り付ける又は注ぐものをいう。

ただし、容器上で食品を組み合わせ最終提供品として作り上げる場合であって、組み合わせる食品に生食用鮮魚介類（生食用冷凍鮮魚介類を解凍したものを含む。）並びに非加熱のまま提供する野菜・果物及び食鳥卵を含む場合は調理の工程に該当する。

② 葉味又はトッピングをのせる又はふりかける

最終提供品に少量添える香味野菜や香辛料及び最終提供品の飾りや味付けのために上にのせるものをいう。ただし、香味野菜等の処理に洗浄を要する調理器具を使用する場合は除く。

③ 調味料（塩、砂糖、ソース等）又は粉類をかける

④ 市販品の調味料（塩、砂糖、ソース等）及び粉類を用い、調味料又は粉類の調製・混合を行う

調味料又は粉類のいずれかのみを用いる場合を含む。

⑤ 加熱調理する生地又は衣の調製を行う

卵を割り入れる、調味料を加えることを含む。

⑥ お湯を注ぐ

コーヒーの抽出を含む。

⑦ 食品を加温する

チョコレートを湯煎で溶かす、レトルト食品や調製済みのスープを温める等をいう。

⑧ 具材を入れる

調理の一連の手順の中で、具材を生地等の中に投入・混ぜ込む又は生地の上にのせるなどするもののうち、加熱調理を行うものをいう。

(具材の例：たい焼きの餡、たこ焼きのたこ、カレーの具材、味噌汁の具材等)

- ⑨ 開封する
- ⑩ 器具に食品を投入する
- ⑪ 器具によりアイスクリーム類を容器に抽出する
個包装された市販品を機器で押し出す場合（ディスペンサーアイスクリーム）及び殺菌済み原料を使用して加熱殺菌機能付きフリーザーによりソフトクリームを調理する場合に限る。
- ⑫ 加熱した食品の粗熱を取る

4 リスクリスト

(1) リスクリスト 200L

車内で行う調理の工程又は提供する食品の中に、以下に該当する工程又は食品が含まれる場合は、比較的大量の水を要することから、その工程の数にかかわらず給水・廃水タンクの容量は約 200L とする。

- ① 通常の食器（ワンウェイ以外の食器）を使用する
- ② 食品を洗浄する

車内で調理の工程として行うものをいい、炊飯のため車内で行う洗米を含む。

なお、一時的又は緊急的な洗浄については、全ての営業の種類において実施することができる。

- ③ 鮮魚介類の頭部除去、鱗取り、内臓除去、殻むきを行う
- ④ 加熱前の食肉をカット、加工成形する
- ⑤ 食品の水さらし、水冷する
茹でた麺を流水で締める等、水を使った冷却を行うものをいう。
- ⑥ 洗浄が必要な部品を複数有する器具（飲食器及び割ぼう具を除く。）
を洗浄する。

なお、一時的又は緊急的な洗浄については、全ての営業の種類において実施することができる。

(2) リスクリスト 80L

車内で行う調理の工程又は提供する食品の中に、以下に該当する工程又は食品が含まれる場合は、比較的大量の水を要しないものの、一定の水量を要し、簡易な営業であるとはいえないことから、その工程の数にかかわらず給水・廃水タンクの容量は約80Lとする。

- ① 生食用鮮魚介類（生食用冷凍鮮魚介類を解凍したものを含む。）を非加熱のまま提供する

カット済みの市販品又は適切な許可・届出が行われた施設においてカットが行われたものを、そのまま盛り付ける又は他食品と組み合わせ最終提供品を加工成形する場合を含む。

- ② 野菜・果物（カット済みの市販品等を除く。）を非加熱のまま提供する

洗浄、皮むき、カット等の必要な処理が行われた状態で販売されている市販品又は適切な許可・届出が行われた施設において洗浄、皮むき、カット等の必要な処理が行われたものを、そのまま盛り付ける又は他食品と組み合わせ最終提供品を加工成形する場合を除く。

- ③ 食鳥卵を割卵し、非加熱のまま提供する